

感染症・食中毒予防及びまん延防止のための指針

株式会社 上の組

感染症・食中毒予防及びまん延防止のための指針

1. 目的

株式会社上の組は、利用者に適切かつ安全で質の高い介護サービスを提供するため、施設内での平常時の感染防止の対策、および感染症発生時の対策に取り組むための基本的な考え方を以下のとおり定める。

2. 基本方針

- (1) 施設長はじめ、全職員が一丸となって感染症・食中毒の発生及びまん延の防止に努める。
- (2) 地域の感染症状況を把握し、全職員が感染症に罹患しない対策を講じる。
- (3) 感染症・食中毒が発生した場合は速やかに連絡・報告を行い、施設内のまん延を最小限に抑える対策を実施する。
- (4) 指針や委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底させる。

◆平常時の対応

① 施設内の衛生管理

事業所では感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努める。また、厨房施設・洗面所・トイレ・浴室・汚物処理室の整備の充実に努めると共に、日頃から整理整頓を心掛け、換気・清掃・消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努める。

② サービス提供時の感染症・食中毒対策

利用者 と 接する 場面 においては、 職員 の 手洗い、 手指 の 消毒、 うがい を 徹底 し、 マスク を 着用 する。 また、 血液 ・ 体液 ・ 排泄物、 嘔吐物 等を 扱う 場面 には より 細心 の 注意 を 払い、 適切 な 方法 で 対処 する。 また、 利用者 の 異常 の 兆候 を できるだけ 早く 発見 する ため に、 利用者 の 健康 状態 を 常に 注意 深く 観察 する こと に 留意 する。

③ 面会者・来設者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止に努める。

◆発生時の対応

① 発生状況の把握

- ・感染者が発生した場合や、それが疑われる状況が発生した場合には、感染者の状況を速やかに施設長に報告し、講じた措置を記録する。
- ・感染者の感染原因や感染ルート、行動の把握など必要な情報収集を行う。

② 感染拡大の防止

- ・感染者が発生したとき、それが疑われる状況が生じたときは、必要に応じて感染者を隔離し、感染者に直接対応する職員を限定、施設内の消毒を行う。
- ・マニュアルに従い感染防止策を実施する。

③ 医療機関との連携

- ・必要に応じ、医療機関への移送、かかりつけ医との連携を図り、適切な医療処置を受けられるよう対応する。

- ・利用者の担当ケアマネージャーへの感染者の状況および対応方法について報告及び相談する。

④ 行政への報告

施設長は、報告が義務付けられている感染症については、速やかに保健所・指定権者へ報告し、指示を仰ぐ他、今後の対応について相談する。

【報告が必要な場合】

※電子申請サービスにて報告

ア) 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ) 同一の感染症もしくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ) ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

3. 感染症・食中毒発生及びまん延防止のための委員会

施設内の感染症や食中毒の発生や発生時の感染拡大を防止するために、感染症対策委員会を設置する。

(1) 感染症・食中毒対策委員会の構成

- ・施設長、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員
この中から感染対策担当者を1名選出、責任者とする。

(2) 感染症・食中毒対策委員会の開催

- ・年2回、本部において各事業所の感染対策担当を集め委員会開催。
- ・本部での委員会開催後、事業所において委員会を開催。情報の共有や事業所における感染症対策の周知徹底、必要な対策を遂行する。
- ・感染症発生時には、必要に応じて随時開催する。

(3) 感染症・食中毒対策委員会の検討内容

- ・施設内の具体的な感染対策策定
- ・施設の指針・マニュアルの整備
- ・職員への感染対策の研修、訓練の検討と実施
- ・感染症発生時の対応と職員への指示
- ・発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- ・利用者、職員の健康状態の把握と対応策
- ・その他必要な事項

4. 感染症・食中毒予防及びまん延防止における各職種の役割

(1) 施設長

- ・感染症・食中毒予防及びまん延防止体制に関する統括責任
- ・感染症発生時及びまん延防止時の指揮、統括責任

(2) 主任又は生活相談員

- ・施設長の補佐及び不在時の代行
- ・感染症発生時の状況把握及び指示
- ・地域の感染症の発生状況の把握
- ・利用者・家族およびケアマネージャーへの対応
- ・緊急時連絡体制の整備

(3) 看護職員

- ・かかりつけ医、医療機関、保健所との連携
- ・職員に対するケアの基本手順の教育と周知徹底
- ・利用者の状態把握
- ・衛生管理の指導、予防対策の啓発
- ・備品の整備
- ・記録の整備

(4) 介護職員、機能訓練指導員

- ・利用者の状態把握と報告
- ・衛生管理の徹底
- ・備品の整備
- ・予防、まん延防止対策の実施
- ・記録の整備

5. 感染症・食中毒に関するマニュアル

- (1) 感染症・食中毒発生及びまん延防止のため、対応の詳細を記載したマニュアルを作成し、定期的に見直しを行う。
- (2) 感染症・食中毒関連マニュアルに沿って、手洗いの徹底、設備や機器の消毒等感染対策に努める。
- (3) BCP（業務継続計画）を作成し、新型コロナウイルス等、感染症流行時又は施設内にまん延が起こった場合であっても、利用者が安全・安心してサービス提供が受けられるように業務継続計画を作成し、定期的に見直す。

6. 職員に対する研修、訓練

- (1) 感染症対策の基本的な考え方及び具体的対策について適切な知識を普及・啓発、するための研修を実施する。

- (2) 職員研修は年1回開催し、新任者に対する感染症対策研修、その他必要な教育と研修を実施する。
- (3) 年1回、感染症・食中毒発生に関する訓練（シミュレーション）を実施する。

以 上

本指針は、令和5年10月1日より施行する。